

独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター  
奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この実施要領は独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター（以下「当院」という。）が国立病院機構附属看護学校等（以下「看護学校」という。）に在籍する学生を対象とする奨学金の貸与について定め、当院に必要な看護師又は助産師（以下「看護師等」という。）を確保することを目的とする。

(債権管理等)

第2条 奨学金の貸与及びそれに係る債権管理等は当院が行うものとする。

(貸与対象)

第3条 奨学金の貸与の対象となる者は、看護学校等に在籍する学生であって、卒業後、当院に常勤職員として勤務することを希望する学生とする。

(貸与申請)

第4条 奨学金の貸与を希望する者は、院長に対し、奨学生申請書（様式第1号）に院長が別に定める書類を添付して申請するものとする。

(奨学生の決定)

第5条 院長は、書類選考及び面接試験により、奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）を決定し、奨学生に対して奨学金貸与決定通知書（様式第2号）を発行するものとする。

2 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受領した場合には、院長に対して速やかに奨学生誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

(奨学生の人数、奨学金の額及び貸与期間)

第6条 奨学生の人数は、毎年度10人とする。

2 奨学金の貸与額は「奨学金貸与要領（別添1）」のとおりとする。

3 奨学金の貸与期間は、奨学生になった日の属する年度から看護学校等を卒業する年度（最長3年間）までの期間とする。

(貸与方法及び利息)

第7条 奨学金の貸与は予め登録された銀行に開設された奨学生の口座に振り込むものとする。

2 奨学金は無利息で貸与するものとする。

(保証人)

第8条 奨学金の貸与を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の資格の取消し)

第9条 院長は、次の各号の一に該当するに至ったときは奨学生の資格を取り消す。

- 一 第10条の規定により奨学生を辞退したとき。
- 二 自己の都合又は学則の定めるところにより看護学校を退学したとき。
- 三 看護学校学生にあつては新たな学年に進級できないとき。
- 四 その他奨学生が奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(奨学生の辞退)

第10条 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願(様式第4号)を院長に提出しなければならない。

(返還の債務の免除)

第11条 院長は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、奨学金の返還の債務を免除するものとする。

- 一 奨学生が、看護学校等を卒業後、当院において、常勤職員として、引き続き第6条第3項に定める貸与期間相当の期間業務に従事したとき。ただし、奨学生が、看護学校等を卒業後、当院において、引き続き1年以上業務に従事した場合は、1年につき1年間分の奨学金の返還を免除するものとする。なお、業務に従事した1年未満の期間は返還を免除する期間には該当しないものとする。
  - 二 前項に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心神の故障のため業務に従事することができなくなったとき。
- 2 前項の規定により返還の債務を免除した場合、院長は本人及び連帯保証人に対し奨学金返還免除決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(返還)

第12条 奨学生は、前条に掲げる場合を除き、看護学校等を卒業後、院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。

- 2 奨学生は、前項に定めるもののほか、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。
  - 一 第9条の規定により奨学生の資格が取消されたとき。
  - 二 職員採用試験に不合格となったとき。
  - 三 卒業当年に看護師又は助産師の免許を取得できないとき。

(延滞金)

第13条 院長は、奨学生が、貸与した奨学金の全額又は貸与した奨学金から第11条第1項の規定に基づき返還の債務を免除した額を減じた額を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、独立行政法人国立病院機構会計規程（平成16年規程第34号。以下「会計規程」という。）第25条の規定に基づき延滞金を徴収するものとする。

(貸与要領)

第14条 奨学金貸与要領については別添1のとおりとする。

(奨学金台帳)

第15条 院長は、奨学生毎に奨学金台帳を備え、奨学金の貸与、奨学金の返還を免除した場合、奨学金の返還を受けた場合には速やかに記録し、5年間保存するものとする。

(本部への報告)

第16条 院長は毎年度、奨学金貸与に係る債権の管理状況について国立病院機構本部に報告するものとする。

(その他)

第17条 奨学金の貸与に係る会計経理については、この規程に定めるもののほか、会計規程その他国立病院機構の関係規程等の定めるところによるものとする。

附 則

この規程は平成19年4月1日から施行し、平成19年9月3日から適用する。

平成22年4月1日一部改正。

平成24年4月1日一部改正。

項 目	内 容
貸与対象（第3条）	平成22年度以降に国立病院機構が開設する看護学校等に在籍している者又は入学予定の者
貸与申請及び添付書類（第4条）	在籍する看護学校を通して、様式1に次の書類を添付の上、院長宛に申し込むものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・履歴書</li> <li>・看護学校の在学証明書（看護学校受験希望者は入学願書の写、看護学校合格者は入学許可書の写）</li> <li>・成績証明書（在学中の看護学校のもの、又は、直近の卒業（見込を含む）学校のもの）</li> </ul>
貸与決定（第5条）	院長より申請のあった学校長を通し、本人に通知するものとする。
貸与人数及び貸与額（第6条）	毎年度 10名 平成22年度以降 60万円（貸与期間は奨学生になった日の属する年度から看護学校等を卒業する年度で最長3年間）
貸与方法（第7条）	予め登録された奨学生の口座に振り込むものとする。
貸与に係る利息（第7条）	奨学金は無利息で貸与するものとする。
保証人（第8条）	一定の職業を持ち、かつ、独立した生計を有している者を保証人として立てなければならない。
資格の取消（第9条）	①奨学生を辞退したとき。 ②自己都合等により看護学校を退学したとき。 ③看護学校学生が新たな学年に進級できないとき。 ④その他（奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなった時）
辞退（第10条）	院長に奨学生辞退願を提出すること。
債務の免除（第11条）	①常勤職員として貸与相当期間当院に勤務したとき。 ②一年以上業務に従事した場合は1年間分を免除。1年未満は非該当。 ③上記の業務に起因する死亡もしくは心身の故障により業務に従事することができなくなったとき。
返還に関する事項（第12条）	①卒業後、院長の指定した日までに全額を返済しなければならない。 ②9条の規定により奨学生の資格が取り消されたとき。 ③職員採用試験に不合格となったとき。
延滞金（第13条）	①返還の債務を免除した額を返還しなければならない日までに返還しなかったときは会計規程25条により延滞金を徴収する。